光市陸上競技協会規約

第一章 総則

- 第1条 本協会は、光市陸上競技協会といい、事務所を理事長宅におく。
- 第2条 本協会は、光市に居住又は活動する陸上競技愛好者で組織する。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本協会は、光市における陸上競技の総括団体として、陸上競技の普及と振興を図ることを目的とし、次の事業を行う。
 - (1) 陸上競技に関する企画及び指導。
 - (2) 山口陸上競技協会に対して、光市を代表して加入。
 - (3) 日本陸上競技連盟及びその統括団体の主催あるいは関与する競技会への参加協力。
 - (4) 競技会, 記録会, 講習会等の開催。
 - (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第三章 役員

- 第4条 本協会には次の役員を置く
 - (1) 会 長 1名 (2) 副会長
 - (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名
 - (4) 理事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名
- 第5条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は本協会を代表し、業務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 - (3) 理事長は、理事会の決議に基づき業務を掌理する。
 - (4) 理事は、理事会を組織し、重要事項を議決する。
 - (5) 事務局長は、本協会の事務全般を処理する。
 - (6) 監事は、本協会の財産及び役員の業務執行状況を監査する。
- 第6条 前条に定める役員は、理事会において決定し、任期は2年とし、重任を妨げない。 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 本協会に、理事会の議決により、顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与 は、重要事項について会長若しくは理事会の諮問に応じる。

第四章 会議

- 第8条 本協会の会議は、役員会(理事会)とし、毎年1回会長が召集する。
 - また、会長が必要と認めた時、あるいは理事の過半数から要求のあった時は、臨時会を召集する。
- 第9条 役員会(理事会)の議決事項は次のとおりとし、出席者の過半数で決定する。可否 同数の時は、会長がこれを決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改廃及び役員の選任
 - (4) その他必要な事項

第五章 加入

第10条 本協会に加入しようとする者は、登録費を納入するものとする。

第六章 会計

第11条 本協会の経費は、登録費、寄付金、事業収入などにより支弁する。

第12条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第七章 統制

第13条 本協会で規約に違反し、統制を乱し、本協会の名誉を傷つけるなどの行為があった場合は、理事会の決議で除名などの処分をすることができる。

第八章 附則

第14条 この規約は、理事会において3分の2以上の同意を得なければ改正できない。 本規約は、昭和34年2月1日より改正実施する。

本規約は、平成13年3月29日より一部改正実施する。